

市民意見募集の概要・結果について

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定に先立ち、計画策定に向けた「基本的な考え方」について、平成 22 年 12 月に市民意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

実施期間 平成 22 年 12 月 6 日(月)から平成 22 年 12 月 24 日(金) 19 日間

募集方法 郵送・FAX・E メール・持ち込み等による

募集結果

提出人数	5 人
意見数	21 件
	清掃センターの 1 場化について (6 件)
	ごみ減量施策について (9 件)
	ごみ処理手数料について (2 件)
	その他ごみ処理行政について (4 件)

※ 「基本的な考え方」に直接関連しないため意見として取り扱わなかったものを除く結果です。

1 清掃センターの 1 場化について (6 件)

No.	市民意見	市の回答(見解)案
1	収集パターン①～③収集車両の大型化の切り替えにはコストが掛かるので、各行政区ごとに、古紙回収のように、持ち込みの車での請負を募集する。	<p>現在、2 つの協業組合に収集業務を委託しておりますが、1 場化に伴う収集コストの増加を抑えるための方策のひとつとして、収集車両の大型化を検討しているものです。</p> <p>なお、更新にあたりましては、追加的なコストを要しないよう、ごみの減量ペースや既存車両の更新時期との兼ね合いなど、様々な要素を踏まえながら、慎重に対応して参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 27 ページ)</p>
2	生ごみの減量リサイクルや排出抑制を徹底する施策を、市民総ぐるみ運動の見直し等とあるが、生ごみのバイオマスリサイクルセンターの設置を望む。北部清掃センターが廃止になる場所へ設置する。	<p>家庭系生ごみの減量リサイクルにつきましては、個々の家庭や身近な地域で資源循環を図ることにより、ごみが集積所に排出されないような仕組みの構築に向けた施策を展開する予定です。市が施設を直接建設・運営することは、ごみ処理コストの増加につながる恐れがあり、堆肥の利用先確保といった課題もあることから、基本的に想定しておりません。</p> <p>なお、事業系生ごみの減量リサイクルにつきましては、食品リサイクル法に定められた排出者の責務を事業者にも周知するほか、近隣の民間</p>

		<p>堆肥化施設を案内することなどにより、資源化を促進して参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 16 ページ)</p>
3	<p>焼却施設の南部清掃センター1 場化に賛成します。</p> <p>それに伴い、来年 1 月に開始される雑紙、製品プラスチックの資源化の実施に加え、さらに包装の削減、さらなる分別と資源化などの追加施策が必要となると思われます。</p> <p>その場合、市民や事業者の創意・工夫を生み出すしくみが不可欠となると思います。市民や事業者からの提案に門戸を広げることも必要となると思います。現状でも、市の分別以外にも、市民団体や事業者、業界団体が独自の取り組みとして分別回収を広く行っています。市が、自ら持つ広報媒体・施設・支援制度などの資源を活用して、そのような自発的な取り組みをバックアップすることも有効だと思えます。</p> <p>なお、廃止する北部清掃センターを解体する際は、有害物質や化学物質による周辺への汚染を避けることに留意願います。</p>	<p>H21 年度の焼却ごみ量では、ただちに南部清掃センター1 場化を図ることは困難であり、ご意見のとおり、さらなる減量化に取り組む必要があります。</p> <p>このため、平成 23 年 1 月から開始した「製品プラスチック」と「その他の紙」の分別定着に努めとともに、平成 23 年度からは、家庭や身近な地域における生ごみの資源化に向け、実践事例の収集や発信を行っていきたくと考えております。</p> <p>また、生ごみに限らず、ごみの減量に向けては、市民や市民団体、事業者などとの協働の取り組みが重要であることから、これまで美化中心の活動であった「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」の枠組みを活用して、地域における自発的な取り組みへのバックアップなども進めていきたくと考えております。</p> <p>なお、北部清掃センター解体時には、関係法令の基準に従い、周辺環境への汚染を避けるよう対応して参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 13、16～19 ページ)</p>
4	<p>災害・事故時の清掃センターのバックアップ施策に賛成します。</p> <p>市内には、民間の廃棄物処理施設があり、その能力を活用することは、過剰な施設整備を避ける意味で有効と思えます。他の自治体との協力も有効です。ただし、北茨城市は現在、清掃センターの改築構想を進めています。現在の北茨城市の清掃センターは、勿来の関の至近距離に建設されました。いわき市側でそれに気づいたのが計画が具体化した後という失敗を過去にしています。同様のことを繰り返さないよう留意願います。</p>	<p>環境産業事業者との協働は、災害・事故時のバックアップだけではなく、ごみの減量化を進めるうえで重要なものと考えており、ご意見のとおり施策を進めていく考えです。</p> <p>なお、他の自治体との協力も考えられますが、近隣自治体中、最大の焼却施設を有しているのが本市であることから、バックアップ対策としては、まず、市内の民間処理業者との連携を優先したいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 15 ページ)</p>
5	<p>清掃センターの 1 場化は慎重に。</p> <p>広域都市であるいわき市にとっては、市</p>	<p>清掃センターの 1 場化は、今後の人口減少等に対応し、現状の廃棄物排出実態に追従す</p>

	<p>民への公平性や利便性の確保が課題です。また、市直営の施設による市職員の雇用も重要です。これらのことを考えれば、清掃センターの1場化は慎重にすすめるべきです。</p>	<p>るのではなく、ごみの減量と処理施設の統廃合を戦略的に進め、ごみ処理コストを削減し、将来世代によりよいいわき市を引き継いでいこうとするものです。市としては、慎重かつ着実に1場化に向けた取り組みを進めて参りたいと考えております。</p> <p>なお、通常排出される家庭からのごみについては、市内全域において、集積所による無料収集を行っているところであり、行政サービスとしての公平性や利便性は基本的に確保されているものと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 13~15 ページ)</p>
6	<p>コスト比較での人件費のきちんとした説明が必要です。</p> <p>「基本的な考え方」のなかで、「ごみ処理コスト削減による優位性の中で、表2、2場化と1場の焼却コスト比較」について、職員人件費が、北部清掃センターで2億8千万円、同じく南部清掃センターが2千6百万円(平成21年実績)とあります。</p> <p>この数字を見る限り、人件費で直営は高く、委託は安いとの印象を与えてしまいます。</p> <p>南部清掃センターの運転管理に伴う職員(委託)人件費は、他の費目に隠れているので、市民に対して説明すべきです。</p>	<p>南部清掃センターの運転管理委託に含まれる人件費は、「一般廃棄物会計基準」の考え方に従い、表中、物件費に含まれているため、その旨注記いたします。</p> <p>(関連:計画本文 13 ページ)</p>

2 ごみ減量施策について（9件）

No.	市民意見	市の回答（見解）案
7	家庭系廃棄物の90%以上を木材またはエネルギーとしてリサイクルする。	<p>ごみの減量に向けては、発生・排出の抑制が最優先と考えておりますが、排出されてしまった廃棄物については、焼却や埋立ではなく、環境産業との協働により、できるだけ熱エネルギーとして活用するサーマルリサイクルや、原材料として活用するマテリアルリサイクルを進めて参りたいと考えております。</p> <p>（関連：計画本 20 ページ）</p>
8	<p>ホテル等の宿泊施設のゴミ箱も分別用とする。</p> <p>例えば、1つのゴミ箱で、燃えるごみ・プラスチック・その他の3つに分類する。</p>	<p>事業系廃棄物の減量に向けては、ご意見のとおり、ごみの発生段階での分別が効果的であると考えられます。</p> <p>事業者には、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないという責務が課せられており、市は大規模事業所等を中心に事業系廃棄物の適正処理を指導しておりますが、その中で、適切な分別についても働きかけて参りたいと考えております。</p> <p>（関連：計画本文 18 ページ）</p>
9	ゴミの分別は、保育園や職業訓練校でもしっかり学ぶようにする。	<p>ごみの減量に向けては、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象として、あらゆる機会を捉えて地域や学校と連携した環境教育を推進することが重要と考えております。</p> <p>これまで、各種イベント、施設見学会、出前講座、小学校4年生向け授業副読本「ごみのおはなし」の作成・配布などを行っていますが、的確な情報発信により、今後とも環境教育の充実を図って参りたいと考えております。</p> <p>（関連：計画本文 17 ページ）</p>
10	<p>環境教育の促進。</p> <p>小中学校での環境教育をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生源から最終処分までの理解をふかめる。 各処理施設の見学や、ごみを減らすための工夫、リサイクル教室など ・学校内に「堆肥場」をつくり、敷地内で 	<p>循環型社会の形成、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に向けては、環境教育の充実も重要であることから、ご意見を参考にしながら、取り組みを進めて参りたいと考えております。</p> <p>（関連：計画本文 17 ページ）</p>

	発生した草木系のごみを、花壇などへの肥料に再利用する。	
11	<p>市・事業者・行政による減量努力を…とあるが、各集積所にごみ分別の係の人を配置する。高齢者にとっては、ごみ分別は細かくて難しいので、隣組に奨励金を配分して、1人配置する。隣組での選出方法は、固定でも持ち回りでも、隣組の実情に任せる。市は、ごみ分別の係の人に対しての講習を毎年実施する。</p>	<p>高齢者人口・高齢者世帯のさらなる増加が見込まれておりますことから、ごみ排出時の手間や労力が少なくなるよう、地域の方々で支えあう仕組みづくりを検討して参りたいと考えております。</p> <p>なお、「ごみ分別係の設置」のご提案については、現在古紙回収を進める「いわき市紙類分別回収事業」において、古紙の売却金の一部が地域に還元される仕組みを整えておりますことから、地域で協議のうえ、これを活用していただくことも方策のひとつではないかと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 16~17 ページ)</p>
12	<p>生ごみ削減に賛成します。</p> <p>紙やプラスチックを資源化することにより、燃やすごみに占める生ごみの割合が増えます。これは、焼却の効率を下げるばかりでなく、助燃のため化石燃料を多用することにつながります。また、生ごみの割合が増えることは、集積所における鳥獣による被害を増すこととなります。</p> <p>その点、生ごみ削減には賛成ですが、いわき市民の居住環境が多種多彩であることから、現在施策化しているコンポスト等による堆肥・液肥化だけでは対応しきれないと考えます。</p> <p>また、高速堆肥化施設を導入する自治体もありますが、業務用食材の場合には添加物が多量に含まれていること、畜産糞尿と混ぜる場合、抗生物質が多量に含まれていることから、農地に使用することには問題があり、製造した堆肥の行き先が懸念されます。</p> <p>自治体によっては、生ごみと業務用生ごみ、家畜糞尿などを混ぜてバイオガスを製造し、熱源に活用しています。このような方策も検討する必要があると思います。</p>	<p>清掃センターは、一定のごみ質の範囲であれば、基本にごみを自燃させながら焼却できるような構造となっており、紙やプラスチックを資源化したとしても直ちに助燃のための化石燃料を多用する事態にはならないと考えておりますが、ご意見のとおり、生ごみの排出は集積所における清潔の保持上も課題があることから、この点からも生ごみの減量化を訴えて参りたいと考えております。</p> <p>家庭系と事業系に分けた場合ですが、家庭系生ごみの減量リサイクルにつきましては、個々の家庭や身近な地域で資源循環を図ることにより、ごみが集積所に排出されないような仕組みの構築に向けた施策を展開する予定です。市が施設を直接建設・運営することは、ごみ処理コストの増加につながる恐れがあり、堆肥の利用先確保といった課題もあることから、基本的に想定しておりません。</p> <p>事業系生ごみの減量リサイクルにつきましては、食品リサイクル法に定められた排出者の責務を事業者にも周知するほか、近隣の民間堆肥化施設を案内することなどにより、資源化を促進して参りたいと考えております。</p> <p>また、事業系の木くずについては、清掃セン</p>

	<p>枝葉や草木のごみも「市民総ぐるみ運動」の直後など大量に焼却されています。発電所をはじめボイラーの熱源の温室効果ガス削減のため、バイオマス資源が奪い合いとなっており、輸入する事態となっています。バイオマス資源として、分別し資源化することも検討する必要があると思います。</p>	<p>ターへの搬入を規制し、バイオマス資源としての活用を促進しておりますが、家庭系の枝葉や草木など、現在は焼却しているものについても、資源化に向けた方策について調査検討して参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 16~19 ページ)</p>
13	<p>循環型社会の形成、3R の促進について家庭からの生ごみ、木質ごみの再利用促進による、ごみ焼却回避をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料の原材料としての活用をはかる。 ・そのための研究開発を目的に実証プラントを建設する。 ・いわき市の直営施設として運営し、技能労務職員の雇用の場とする。 ・施設の用地は、旧八日十日処分場など、用途終了の公有地を活用する。 <p>ごみ収集車などへ、バイオディーゼル車を採用し、環境への負担を軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃食油のストックヤードを整備し、収集体制の確立を図る。 ・「クリンピー」マスコットを収集車に表示し、環境に配慮した車両をアピールする。 	<p>循環型社会の形成、3R の促進に向けては、今後も様々な施策が必要であり、ご意見を参考にしながら、できるだけコストがかからないごみ減量の取り組みを進めて参りたいと考えております。</p> <p>なお、廃食油の回収については、リサイクルプラザ「クリンピーの家」に回収容器を設置しているほか、家庭ごみの分別カレンダーや、家庭ごみの分け方出し方ハンドブック等で、廃食油のリサイクルを訴えているところです。</p> <p>また、ごみ収集車についても、「クリンピー」や各種標語を表示し、環境配慮をアピールしているところです。</p> <p>(関連:計画本文 16~17 ページ)</p>
14	<p>廃乾電池回収のために、回収ボックスを支所などに設置する。</p> <p>水銀電池などのボタン型電池は、現在、販売店を通じて回収されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃乾電池の回収は、年 2 回実施されているが、出し忘れも多く、不燃ごみに混じっている。 ・コンビニストアなどでの、ごみ箱は、細分化されているが、ごみ排出者は、そのルールに従っている。 ・従って、支所など公共施設への廃乾電池回収ボックスの設置は、市民から受け入れられると思う。 	<p>乾電池は使い捨てであり、循環型社会形成に向けては、排出の利便性向上よりも、むしろ繰り返し使える充電電池の利用促進を働きかけるべきであると考えております。</p> <p>また、出し忘れ対策については、広報紙やHP による情報提供の充実を今後とも進めて参りたいと考えております。</p> <p>なお、廃乾電池は、事業所から排出される場合は産業廃棄物となるため、排出機会の拡大を検討する場合は、廃棄物の適正処理の観点から、慎重な対応が必要だと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 16~17 ページ)</p>
15	<p>規格外農産物の販売促進。</p> <p>卸売り市場などから発生する不要物は、</p>	<p>規格外の農産物については、市内の各直売所において販売を行っており、市としては、直</p>

<p>ごみ焼却場で処分されています。循環型社会の形成、3Rの促進に関連します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場に出荷できない、規格外の農産物を販売ルートにのせる。 ・それらを、直売所などで販売出来ないか、検討をすすめる。 ・生産者にとっての現金収入、消費者は安価な農産物購入となり、直売所を通じて地域の交流活性化につなげる。 	<p>売所マップや直売所ガイドマップの作成を通して、直売所への支援を実施しているところです。</p> <p>なお、事業者にとって、ごみ処理は基本的にはコストであることから、ごみ発生・排出量の抑制が、循環型社会の形成のみならず、利益の向上にもつながるものであることを周知して参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 18~19 ページ)</p>
--	--

3 ごみ処理手数料について (2件)

No.	市民意見	市の回答(見解)案
16	<p>南部清掃センターから遠い、平、四倉、川前、小川、三和、久ノ浜、末続などは、現在 100kg まで無料のところを 200kg まで無料にして下さい。そうすれば、2 回行くところが 1 回で済みます。(不便になる地域には、持ち込み量を増やすよう検討して下さい)</p>	<p>現在の市のごみ処理手数料は、家庭から集積所に排出される通常のごみについては無料、それ以外の大型ごみ手数料や引越し等で一時的多量に発生したごみを市民が施設へ直接搬入する場合の処理手数料については原則有料という体系となっています。</p> <p>市民区分の 100kg まで無料制度につきましては、平成 15 年度の手数料改正時から経過措置的に実施してきたものですが、本来事業者区分により有料で搬入すべき者が「市民」と称して頻繁に搬入するなど、制度の悪用が急増している実態にあり、ごみの減量化を進めるうえでの課題のひとつとなっております。</p> <p>このため、これらを是正することにより、市民負担の公平性・公正性を担保するとともに、着実なごみの減量化の推進と、適正処理の徹底に資するため、当該制度を廃止することを検討しているところです。</p> <p>なお、廃止にあたっては、一時的多量ごみの排出者について、排出抑制や分割排出を働きかけながら理解を得る必要があることから、周知のための猶予期間を設けることや、市民が市のボランティア制度に則して収集したごみを直接搬入する場合は手数料を徴収しないこととし、ボランティア活動を支援するための運用基準を整理することも検討して参りたいと考えて</p>

		<p>おります。</p> <p>(関連:計画本文 21 ページ)</p>
17	<p>収集・搬入手数料の見直しに賛成します。</p> <p>排出ごみの減量、資源化の取り組みを推進し、事業系一般廃棄物の処理コストに見合う負担を実現した上、さらにごみ減量を図るということであれば、世帯から排出する廃棄物の排出に手数料を徴収することに賛成します。</p> <p>ただし、次の3点の検討をお願いします。</p> <p>不法投棄を防止するため、資源回収を除くごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ）の回収方法を集積所方式から戸別契約方式に変更すること。世帯・事業所単位での廃棄物の排出量をはっきりさせることが可能となるため、不法投棄の疑いのある世帯・事業所を割り出しやすくなります。また、ごみ袋に排出者名を記載している一部地域以外でも、ごみの排出方法のきめ細かい指導が可能となります。これまでは、収集コストの削減と分別の推進のため、集積所方式を採用してきたと思いますが、資源回収以外のごみ収集に手数料を徴収するなら、戸別収集で差し支えないと思います。</p> <p>有害廃棄物の収集の実施。具体的には、電球・蛍光灯、医薬品、殺虫剤や家庭用塗料、在宅医療で発生するごみ、刃物、携帯用ガスボンベなどといったものです。多くは、特別管理廃棄物とされるものですが、回収ルートがなく、また産廃業者に依頼するのは敷居が高いため、燃やすごみ、燃やさないごみに混入していると思われます。まじめにごみ減らしを進めていく中では、本当に困るごみたちなので、市が分別回収されるのなら、有料回収でも助かる市民は少なくないと思います</p>	<p>ごみ処理手数料に対する市の考え方につきましては、「基本的な考え方」に示したとおり、まず、市・市民・事業者による減量努力を優先し、次に、処理コストに見合う搬入手数料の負担を検討・実現し、その先に、収集家庭ごみの有料化を検討するという順番を考えております。</p> <p>仮に収集家庭ごみの有料化の検討をする際には、ご意見の3点を含め、総合的な検討が必要になるかと考えております。収集家庭ごみの有料化は、一般的にごみの減量が見込めるものですが、単に手数料収入が増加するのではなく、制度の維持コストも必要になることから、実施する場合は、費用対効果を見極めた制度設計が必要になるものと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 21 ページ)</p> <p>なお、「有害廃棄物の収集の実施」で例をあげていただいた廃棄物については、電球・蛍光灯は「燃やさないごみ」、医薬品の容器や在宅医療廃棄物については性状に応じて「製品プラスチック」「容器包装プラスチック」「かん類・ペットボトル」「びん類」「燃やすごみ」、刃物は「小型家電・金属類」、携帯用ガスボンベは「かん類」に分別区分しており、殺虫剤や家庭用塗料の内容物など、一部、市が処理することが困難なものを除き、家庭から排出されるものについては既に収集しております。</p> <p>今後とも、「家庭ごみの分別カレンダー」等により、一層の周知を図って参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 28、35 ページ)</p>

	<p>ごみ排出券の一定程度の無料配布。ごみ収集の有料化では、必ず負担の逆進性への批判が出ます。そこで、全世帯に一定枚数、ごみ排出券を無料配布してはいかがでしょうか。配布枚数は世帯人員により加減します。当初は、単身世帯には週1枚。2人以上の世帯には世帯人員に合わせて配布枚数を増やしていけば、逆進性は大きく緩和できると思います。そして、徐々に無料配布の枚数を減らしていけばいいのです。余ったごみ排出券を年度末に市が買い取ることにすれば、ごみダイエットへのインセンティブにもなると思います。</p>	
--	---	--

4 その他ごみ処理行政について（4件）

No.	市民意見	市の回答（見解）案
18	<p>早朝からフレックスタイムを利用した市の職員が何段階かに分け、夜の散らかっているゴミを清掃する。</p>	<p>一般的なまちの美化につきましては、市民の皆さまとの協働により進めることが重要でありますことから、今後とも「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」や「クリンピー応援隊」への支援を通して、まちの美化に対するモラルの向上に努めて参りたいと考えております。</p> <p>なお、市役所周辺の散乱ごみにつきましては、月1回、早朝ボランティアである「市職員の自主的な美化活動」を呼びかけることにより、市職員による率先した周辺環境の美化に努めているところです。</p> <p>集積所周辺の散らかっているごみの対応につきましては、集積所の管理が利用する方々が代表者（管理者）を決めて、互いに協力して清潔な利用に努めるようお願いしていることから、今後とも利用者による集積所の適正な管理を働きかけて参りたいと考えております。</p> <p>（関連：計画本文 35 ページ）</p>
19	<p>午前中、清掃センターは 11 時 30 分で閉めていますが、今からでもすぐ 12 時まで開けるよう改善して下さい。また、1 場</p>	<p>現在、清掃センターの受付時間は、月曜日から土曜日の午前 8 時 30 分から 11 時 30 分、午後 1 時から 4 時 30 分までとなっていますが、</p>

	<p>化するなら昼も交代制にして開けて下さい。そうすれば遠いところから行く車は助かります。</p>	<p>清掃センターの1場化に向け、受付時間の拡大についても検討して参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 19 ページ)</p>
20	<p>職員の窓口対応については、親切な対応が出来るよう厳しく教育して下さい。</p>	<p>ご指摘を真摯に受け止め、接遇指導の徹底を図るなど、市民サービスの向上に努めて参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 19 ページ)</p>
21	<p>市民に負担をお願いするのであれば、まず、市の方から率先して実行してください。</p> <p>そうすれば私たち市民は協力します。宜しくお願いします。</p>	<p>ごみ処理行政の方向性については、人口減少や環境問題への対応を踏まえ、焼却ごみを中心とした減量を徹底的に図ることにより、多額の建設費(及び建設後の運営費)を要する北部清掃センターの更新を回避したいと考えており、結果的に市民の皆さまの負担を軽減することを目指しております。</p> <p>市といたしましては、市民や事業者との協働によりごみの減量リサイクルを進めるとともに、1事業所として市自らが模範となるよう、ごみの減量リサイクルに取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 19 ページ)</p>